

岐阜県公報

第 五 百 六 十 号
令和七年一月三十一日
(金曜日)

目 次

告 示

- 騒音規制法に基づく騒音の規制地域及び規制基準に関する告示の一部改正
 - 道路の供用開始
 - 廃川敷地等の発生
- (環境管理課) 三九^ペ
(道路維持課) 三九
(河川課) 四〇

告 示

岐阜県告示第四十三号

騒音規制法に基づく騒音の規制地域及び規制基準（昭和四十四年岐阜県告示第四百八十六号）の一部を次のように改正し、令和七年一月三十一日から適用する。

令和七年一月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

別表北方町の部第三種区域の項中「字北野白道西、字中野白、字紙木原道東」を削り、「及び字榎町」を「字榎町、字清水及び字北野白堤外」に改め、「字清水、字北野白堤外、字北野白道東、字林浦道北、字林浦道南、字紙木原道北、字紙木原道西、字南野白、字天神浦、字井ノ上」を削り、「並びに曲路東二丁目」を「曲路東二丁目並びに高屋清流二丁目から五丁目まで」に改め、同表御嵩町の部第四種区域の項中「字大門東」の下に「字尻無」を加え、同表備考第一号ただし書中「平成二十八年三月一日」を「令和五年六月十四日」に改める。

岐阜県告示第四十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和七年一月三十一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年一月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始 の 期 日	備考 (区域又は 決定又は 変更又は 告示の日 から起算 の年数)
一般国道 三百六十 三号	恵那市明智町大田字大井二一 六四番六地先から 同 市同 町同 字同 一一 六四番一地先まで		一五〇	令和 七・一・三	令和 六・六・六

岐阜県告示第四十五号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり告示する。

なお、その関係書類は、岐阜県県土整備部河川課及び岐阜県岐阜土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和七年一月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 河川の名称

木曾川水系系貫川

二 廃川敷地等が生じた年月日

令和七年一月三十一日

三 廃川敷地等の位置

本巣市三橋字系貫川通一〇九八番一八七

同 市同 字同 一〇九八番一八八

同 市同 字同 一〇九八番一八九

同 市同 字同 一〇九八番一九〇

同 市同 字同 一〇九八番一九一

同 市同 字同 一〇九八番一九二

同 市同 字同 一〇九八番一九三

四

同 市同 字同 一〇九八番一九四
同 市同 字同 一〇九八番一九五
同 市同 字同 一〇九八番一九六
同 市同 字同 一〇九九番九四
同 市同 字同 一〇九八番一九七
同 市同 字同 一〇七六番三三
廃川敷地等の種類及び数量
土地 七七三・七一平方メートル

令和七年一月三十一日発行

発行者
発行者

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三丁一
岐阜文芸社